○国土交通省告示第千百三十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
中央自動車道西宮線	吹田市山手町三丁目一七七番三から同市山手町三丁目二五四番一六まで	最大	七九	八七
		最小	二七	
		前	七一	
		後	二七	
		最大		
		最小		

○国土交通省告示第千百三十一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年十二月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＬＺ	141676	第五十五岬洋丸	平成26. 10. 23
７ＪＱＧ	142045	ＬＮＧ　ＶＥＮＵＳ	26. 10. 20
７ＪＲＵ	142197	かぴら	26. 10. 24
７ＪＳＭ	142250	白竜丸	26. 10. 14
７ＪＳＮ	142253	ＢＲＩＬＬＩＡＮＴ　ＤＩＳＣＯＶＥＲＹ	26. 10. 15
７ＪＳＯ	142256	第八明治丸	26. 10. 24
７ＪＳＰ	142257	ＮＯＢＬＥ　ＳＡＬＵＴＥ	26. 10. 22
７ＪＳＸ	142280	北辰丸	26. 10. 22
ＪＤ3705	142196	鳳神丸	26. 10. 2
ＪＤ3724	142227	第一清友丸	26. 10. 8
ＪＤ3725	142228	第十一大祐丸	26. 10. 3
ＪＤ3755	142267	暁光丸	26. 10. 27
ＪＤ3759	142272	海邦２	26. 10. 23
ＪＤ3763	142278	第八啓陽丸	26. 10. 24
ＪＤ3764	142284	志礼丸	26. 10. 14
ＪＤ3765	142288	志盛丸	26. 10. 6
ＪＤ3766	142289	清松丸	26. 10. 21
ＪＤ3770	142296	第七鶴吉丸	26. 10. 8
ＪＤ3775	142303	しまのわ	26. 10. 16
ＪＤ3777	142305	駿翔丸	26. 10. 22
ＪＤ3785	142318	広佑丸	26. 10. 24

○国土交通省告示第千百三十二号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年十二月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
ＪＨＮＬ	128473	第八十七若潮丸	平成26. 10. 17
ＪＰＱＴ	137148	第三十八昭神丸	26. 10. 3
ＪＤ2389	118635	第二十八豊浜丸	26. 10. 14
ＪＤ2493	118670	第五十六眞盛丸	26. 10. 20
ＪＤ2734	128515	はやて	26. 10. 24
ＪＤ3518	141925	太栄丸	26. 10. 16
ＪＥ2360	119465	第十八源榮丸	26. 10. 27
ＪＥ2868	129702	第十五観音丸	26. 10. 22
ＪＨ3326	133236	フラワーライン	26. 10. 7
ＪＩ2810	115754	第三十八盛幸丸	26. 10. 6
ＪＪ3564	129308	第五住栄丸	26. 10. 10
ＪＫ5122	132527	第一有明丸	26. 10. 29
ＪＫ5135	132510	啓陽丸	26. 10. 1
ＪＫ5376	134688	光昌	26. 10. 21
ＪＫ5380	134762	第二十八勢寶丸	26. 10. 9
ＪＬ5813	131471	光保丸	26. 10. 10
ＪＬ5826	131484	第二共福丸	26. 10. 1
ＪＭ5777	131218	昭平丸	26. 10. 1
ＪＭ6140	133492	あさか２	26. 10. 6
ＪＭ6223	133523	住吉丸	26. 10. 3
ＪＭ6384	134553	広佑丸	26. 10. 8
ＪＭ6430	134525	清海丸	26. 10. 22
ＪＭ6451	134543	天馬丸	26. 10. 21

○国土交通省告示第千百三十三号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十二月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	船舶番号	船名	証書の交付日
4368	132038	ふさなみ	平成3. 3. 8
A0211111	129702	第十五観音丸	14. 4. 30
A08141326	131555	第七十五福壽丸	20. 11. 21
A09131011８	112651	けいよう	21. 11. 4
A1214164	136701	中村丸	24. 9. 12

○海上保安庁告示第百三十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四一度東経一四三度、北緯四一度東経一四五度、北緯三七度東経一四四度一五分、北緯三六度東経一四三度三〇分、北緯三六度東経一四二度、北緯三七度東経一四二度一〇分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十六年十二月十五日から平成二十六年十二月三十日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　一管区水路通報第四十七号（平成二十六年十二月五日発行）、三管区水路通報第四十七号（平成二十六年十二月五日発行）

○海上保安庁告示第百三十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三六度五六分〇九秒東経一四一度五九秒、北緯三六度五二分四六秒東経一四二度〇二分四八秒、北緯三六度五二分四六秒東経一四三度二八分〇一秒、北緯三五度五八分五四秒東経一四二度三二秒、北緯三六度二八分三一秒東経一四二度三二秒、北緯三六度三二分三三秒東経一四〇度四五分三七秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十六年十二月十日から平成二十七年二月十八日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第四十八号（平成二十六年十二月五日発行）、一管区水路通報第四十七号（平成二十六年十一月二十八日発行）、三管区水路通報第四十七号（平成二十六年十二月五日発行）

○環境省告示第百三十号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十六条第三項の規定に基づき、平成二十六年十二月九日付けをもって次の保護増殖事業を認定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月九日

環境大臣　望月　義夫

一　認定を受けた保護増殖事業を行う者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都台東区台東四丁目二十三番十号　ヴェラハイツ御徒町四〇二

公益社団法人日本動物園水族館協会

会長　荒井　一利